



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目 次

（取扱課室名） ページ

○ 告示

885	指定障害福祉サービス事業者の廃止	（障害福祉課）.....	1
886	指定障害福祉サービス事業者の指定	（ 〃 ）.....	1
887	〃	（ 〃 ）.....	1
888	県営土地改良事業計画の決定	（農業農村整備課）.....	2
889	〃	（ 〃 ）.....	2
890	道路の区域変更	（道路保全課）.....	3
891	一般競争入札による落札者の決定	（総務事務集中課）.....	3

告 示

和歌山県告示第885号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

令和7年11月14日

和歌山県知事 宮 崎 泉

事業所 番 号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービス の 種 類	事業者の名称	事業者の主たる 事務所の所在地	廃 止 年月日
3011400 631	あすの実	海南市阪井488-1	就労継続支援B型	社会福祉法人一 峰会	海南市阪井521	令和 7. 11. 1

和歌山県告示第886号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和7年11月14日

和歌山県知事 宮 崎 泉

事業所 番 号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉 サービス の 種 類	主たる対象 とする障害 種 別	事業者の名称	事業者の主たる 事務所の所在地	指 定 年月日
3010300 147	彩華（いろは）	橋本市高野口町 名倉268	短期入所	特定なし	株式会社コネ クトケア	橋本市高野口町 向島98番地の27	令和 7. 11. 1

和歌山県告示第887号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和7年11月14日

和歌山県知事 宮 崎 泉

事業所 番 号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉 サービスの 種 類	主たる対象 とする障害 種 別	事業者の名称	事業者の主たる 事務所の所在地	指 定 年月日
3020300 046	彩華（いろは）	橋本市高野口町 名倉268	共同生活援助	特定なし	株式会社コネ クトケア	橋本市高野口町 向島98番地の27	令和 7. 11. 1

和歌山県告示第888号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営ため池等整備事業小田ノ池地区につき土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、当該土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に和歌山県知事に審査請求をすることができる。

また、この土地改良事業計画については、上記の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日から6か月以内に、和歌山県を被告（和歌山県知事が被告の代表者となる。）として、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月以内に提起することができる。

なお、この土地改良事業計画が定められたことを知った日又は当該審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月以内であっても、この土地改良事業計画が定められた日又は当該審査請求に対する裁決があった日から1年を経過したときは、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができなくなる。

令和7年11月14日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

2 縦覧期間

令和7年11月14日から同年12月4日まで

3 縦覧の方法

インターネットを利用する方法により行う。なお、和歌山県農林水産部農林水産政策局農業農村整備課ホームページ（<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/070500/index.html>）において公表する。

和歌山県告示第889号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営ため池等整備事業新池（北勢田）地区につき土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、当該土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に和歌山県知事に審査請求をすることができる。

また、この土地改良事業計画については、上記の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日から6か月以内に、和歌山県を被告（和歌山県知事が被告の代表者となる。）として、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月以内に提起することができる。

なお、この土地改良事業計画が定められたことを知った日又は当該審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月以内であっても、この土地改良事業計画が定められた日又は当該審査請求に対する

裁決があった日から1年を経過したときは、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができなくなる。

令和7年11月14日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

2 縦覧期間

令和7年11月14日から同年12月4日まで

3 縦覧の方法

インターネットを利用する方法により行う。なお、和歌山県農林水産部農林水産政策局農業農村整備課ホームページ（<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/070500/index.html>）において公表する。

和歌山県告示第890号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和7年11月14日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 169号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
東牟婁郡北山村大字竹原字里山 643番12地先から同村大字竹原 字檜原385番1地先まで	旧	5.50 } 14.18	1032.82	
同上	新	8.76 } 26.00	1032.82	

和歌山県告示第891号

令和7年度路面清掃車について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和7年11月14日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 落札に係る調達物品の名称及び数量

路面清掃車 1式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

和歌山県会計局総務事務集中課

和歌山市小松原通一丁目1番地

3 落札者を決定した日

令和7年10月9日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社庵田自動車商会

和歌山県和歌山市元寺町五丁目1番地

5 落札金額

44,319,000円（うち消費税及び地方消費税の額4,027,770円）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例政令第6条の公告を行った日

令和7年8月29日